

消防用設備等の点検は していますか？

消火器具や誘導灯の消防用設備等は、万が一、火災が発生した場合、確実に作動し機能を発揮することで被害を軽減することができる設備です。

そのため、消防法令により設置が義務づけられている消防用設備等は定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長へ報告する義務があります。

消防用設備等の点検をしていない事業所は速やかに実施し、報告していただくようお願いいたします。

点検の種類と点検期間

【機器点検(6ヶ月に1回)】

外観や機器の機能を確認します。

【総合点検(1年に1回)】

機器を作動させて総合的な機能を確認します。



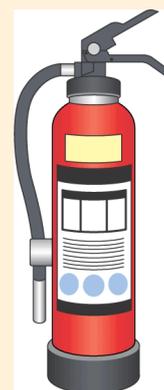
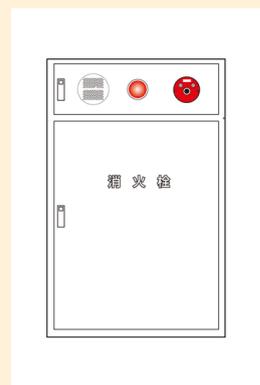
点検結果の報告

特定防火対象物 = 1年に1回

飲食店、百貨店、旅館、福祉施設、病院など

非特定防火対象物 = 3年に1回

共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所など



吉川松伏消防組合消防本部

予防課 査察調査係

048-982-3919(直通)

平日午前8時30分～午後5時まで